

浅川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（17年度一般会計決算）

区分	住民基本台帳 (17年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)16年度 の人件費率
17年度	7,429人	2,625,785千円	142,719千円	674,066千円	25.7%	25.5%

(2) 職員給与費の状況（18年度一般会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
18年度	74人	297,596千円	32,814千円	123,115千円	453,525千円	6,128千円

(注) 1 職員手当には、退職手当が含まれていません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 特記事項（18年4月1日現在）

- 特別職（町長）給料50%カット
- 特別職（助役・収入役）空席
- 特別職（教育長）給料10%カット
- 特別職（議会議員）報酬8%カット
- 一般職 管理職手当10%カット

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	平成13年度	平成18年度
浅川町	94.4	92.4
類似団体	94.6	92.1
国	100.0	100.0

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額
浅川町	45.4歳	342,551円
国	40.3歳	329,728円
類似 団体	42.5歳	323,473円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種の職員の基本給平均である。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区分		浅川町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200円	183,800円	170,200円	183,800円
	高校卒	138,400円	148,000円	138,400円	148,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（18年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	242,100円	300,400円	342,000円
	高校卒	205,100円	248,400円	307,700円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区分（級）	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）
1	主事	7	9.7
2	高度の知識又は経験を必要とする主事	10	13.9
3	主査・主任主査・主幹	26	36.1
4	課長・政策主幹・困難な業務を処理する主幹・困難な業務を処理する主任主査	22	30.6
5	困難な業務を処理する課長・困難な業務を処理する政策主幹	5	6.9
6	参事・総務課長	2	2.8

- (注) 1 浅川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

浅川町		国	
1人当たり平均支給額（17年度） 1,690千円		-	
(17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分		(17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（18年4月1日現在）

浅川町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
1人当たり平均支給額	25,374千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当（18年4月1日現在）

支給無し

(4) 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給される手当

支給実績（17年度決算）				34千円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）				3,722円
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）				11.6%
手当の種類（手当数）				6種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務職員の特殊勤務手当	税の賦課徴収に従事した職員	徴税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	日額500円	
感染伝染症防疫作業員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事した職員	伝染病患者、家畜に対する防疫業務に従事したとき	日額500円	
用地職員の特殊勤務手当	税の賦課徴収に従事した職員	徴税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	日額500円	
水道関係職員の特殊勤務手当	水道工事に従事した職員	簡易水道の工事業務に従事したとき	日額500円	
公営住宅職員の特殊勤務手当	公営住宅使用料の徴収に従事したとき	公営住宅使用料の徴収に従事したとき	日額500円	
消防関係職員の特殊勤務手当	火災等災害業務に従事したとき	火災等災害業務に従事したとき	日額500円	

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当

支給実績（平成17年度決算）	5,307千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	108,300円

(6) その他の手当 (18年4月1日現在)

手 当 名	内 容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人 あたり平均支給年 額 (17年度決算)
扶 養 手 当	配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人までそれぞれ6,000円(ただし、扶養親族でない配偶者のある職員の扶養親族のうち1人は6,500円、配偶者のない職員の扶養親族うち1人は11,000円)、その他1人につき5,000円。 扶養親族のうち満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算。	8,467千円	188千円
住 居 手 当	借家・借間に居住している職員は、月9,500円を越える家賃を支払っている職員に対し、100円～27,000円を支給。 自宅に居住している職員は2,500円(新築・購入から5年間は3,500円)	2,221千円	54千円
通 勤 手 当	交通機関等利用者は55,000円まで全額支給し55,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額を55,000円に加えた額を支給。 自家用車等利用者は通勤距離に応じて2,300円～43,900円	1,956千円	50千円
宿 日 直 手 当	宿直・日直により休日夜間に勤務したとき1回につき4,200円	504千円	10千円
寒 冷 地 手 当	11月～3月まで給料日に支給 世帯主で扶養あり 17,800円 世帯主で扶養なし 10,200円 その他 7,360円	5,041千円	60千円

5 特別職の報酬等の状況 (18年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給 料	町 村	379,000円	830,000円 / 303,200円
	助 役	(空席)	650,000円 / 360,000円
	収入役	(空席)	592,000円 / 427,000円
報 酬	議 長	279,700円	350,000円 / 200,000円
	副議長	219,900円	271,800円 / 152,000円
	議 員	205,200円	261,000円 / 135,500円
期 末 手 当	町 長・助役・収入役	(17年度支給割合) 6月期1.6月分 12月期1.7月分	計3.3月分
	議長・副議長・議員	(17年度支給割合) 6月期1.6月分 12月期1.7月分	計3.3月分
退 職 手 当		(算定方式)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職期間×支給率(0.48)	任期毎
	助 役	給料月額×在職期間×支給率(0.29)	任期毎
	収入役	給料月額×在職期間×支給率(0.26)	任期毎
	教育長	給料月額×在職期間×支給率(0.20)	任期毎

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成17年	平成18年		
一般行政部門	議 会	2	2	0	
	総務 企画	14	13	1	退職不補充
	税務 庶務	7	6	1	退職不補充
	民生 衛生	14	14	0	
	衛生 生産	5	4	1	退職不補充
	農林 水産	7	6	1	農政関係事業縮小による
	商工 土木	1	1	0	
	土 木	6	5	1	土木関係事業縮小による
	小計	56	51	5	
特別行政部門	教 育	13	12	1	社会教育業務縮小による
	小計	13	12	1	
公営企業等会計部門	水道	3	4	1	一般行政より異動
	その他	4	4	0	
	下水	1	1	0	
	小計	8	9	1	
合 計		77 [85]	72 [85]	5 [0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	5人	7人	5人	4人	3人	7人	18人	14人	8人	0人	72人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成14年4月1日	平成19年3月31日	2人(2.5%)の純減